されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成３年度から平成７年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成３年４月30日付自治準企第94号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の１に相当する額及び算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金（算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）

J_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成17年度以前において発行を許可された地方債並びに平成18年度から平成30年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水

されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（平成３年度から平成７年度までの間において下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成３年４月30日付自治準企第94号）に基づき施行された事業（「下水道事業普及特別対策の実施要領について」により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る経費に充てるため発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金の17分の１に相当する額及び算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）の額

G　下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る当該年度における元利償還金

H　下水道事業債特例措置分の当該年度における元利償還金

I　下水道事業債臨時措置分の当該年度における元利償還金（算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）

J_n　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成17年度の下水道事業債の取扱いについて」又は「平成16年度の下水道事業債の取扱いについて」により更新事業に区分された地方債、都道府県が行う流域下水道に対する法令に基づく負担金に充てるため平成17年度以前において発行を許可された地方債並びに平成18年度から平成29年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共下水